

武蔵野市まちづくり委員会（高度地区許可に係る意見聴取）議事録

日 時 平成30年7月11日（水曜日）午後6時30分～午後7時20分

場 所 武蔵野市役所 4階 411会議室

出席委員 委員長、副委員長、A委員、B委員

市事務局 まちづくり推進課長、まちづくり推進課職員

傍 聴 者 2人

質疑応答者	質疑応答
委員長	ただいまから、武蔵野市まちづくり委員会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局より報告をお願いします。
事務局	最初に、本会につきましては武蔵野都市計画高度地区における特例の認定及び許可に係る手続に関する規則の第4条第2項の規定によって会議が成立いたしますので、ご報告をいたします。 次に、本会の位置づけについてご説明いたします。 本会は「武蔵野都市計画高度地区における特例の認定及び許可に係る手続に関する規則」第8条第5項において、市長が許可申請が提出された計画の審査を行う際に、武蔵野市まちづくり委員会のうち、学識経験を有する委員による会議及び武蔵野市建築審査会の意見を聞くことと規定しております。これに基づき開催するものです。 後にご説明いたします建築計画が良好な市街地環境に資するもの、または環境上支障がないものであるか等の観点において、ご意見をいただければと存じます。 それでは、これより進行を委員長にお願いしたいと思っております。お願いいたします。
委員長	本日の委員会は20時終了を目途にしたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。 本日、傍聴の申し込みの方が2名いらっしゃいます。いかが取り計らいましょうか。 (「了解です」の声あり)
委員長	よろしいですか。 それでは、異議なしと認め、傍聴を許可します。 (傍聴者入室)

委員長	<p>それでは、次第の2、議事の武蔵野赤十字病院新1番館建築計画に係る武蔵野都市計画高度地区の特例の許可について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>高度地区を担当しておりますまちづくり推進課の■■■■と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>高度地区の制限について許可申請書が提出されましたので、許可の判断に当たりまして、まちづくり委員会のご意見を伺いたいというふうに考えております。</p> <p>案件は、日本赤十字社武蔵野赤十字病院新1番館でございます。この案件は、平成26年12月にまちづくり委員会で許可方針についてご意見をいただきまして、平成27年2月に市が許可方針を作成し、通知したものです。3年半、かなり間はあるんですけども、その際のまちづくり委員会では幾つかご意見をいただいております、4つほどご紹介させていただきますと、オープンスペースを設けることで景観に配慮すること。それから、歩道状空地を整備して地域の安全に配慮すること。できれば、四方に整備すること。それから、緑化を図り、地域住民ですとか、あとは病院利用者にとってよい環境となる緑地ですとか公園を整備すること。それから、最後に高さ、ボリュームによる圧迫感を軽減するため、分節化や配置の雁行を検討できないかというようなご意見をいただきました。こういったご意見を参考に、資料1、1枚めくっていただきまして、許可の方針を作成しまして通知したところでは、</p> <p>続きまして、建築計画のほうについてご説明いたします。資料2をご覧ください。概要ですけども、2ページ目をご覧ください。場所は境南1丁目10番2ほかです。</p> <p>6ページの案内図をご覧ください。案内図をご覧くださいと、武蔵境駅の南側にあることがあります。500mほど南下したところがございます。</p> <p>2ページに戻りまして、用途地域ですけども、こちらについては一中高になっております。特定土地利用地区、医療拠点がかかっております。建蔽率が70%、容積率が200%、高度地区については23mの高さ制限で第2種高度地区。日影につきましては3時間、2時間の測定面の高さが4mとなっております。敷地面積は約56,000㎡、建築面積につきましては約9,800㎡になっています。建蔽率は約18%で、1番館だけではなくて、全体で約35%、容積対象面積については約48,000㎡で容積率が約87%、全体で153%、建築物の高さにつきましては48.8</p>

mとなっております。階数は地上11階、地下1階でございます。地下の基礎部分に免震層がございます。

3ページにいきまして、主な用途については病院となっております。公園の面積ですけれども、こちらについては約5,700㎡、公開空地としまして歩道状空地が約49㎡です。緑化面積につきましては、約14,000㎡が必要面積になっておりまして、計画面積として16,000㎡となっております。

訂正なんですけれども、高木の本数について訂正がございます。1つ上の緑化面積、こちらに対して緑地50㎡に対して1本の高木を求めているところなんですけれども、今回、この114本というのが新規に整備する部分の緑地のみを対象としております。正確には必要本数は280本で、計画本数につきましては293本ということになっております。

自動車駐車場ですけれども、機械式の駐車場につきましてはございません。

以上が建築概要となります。

続きまして、4ページをご覧ください。こちらは許可を有する理由について記載しております。かいつまんでご説明します。

まず、(1)のところのAとしまして、新病院建築における高層化の必要性としております。1番館につきましては、竣工から36年が経過しておりまして、一部、耐震補強しているところではございますが、新耐震基準を満たしているという状況ではございません。また、建築当時から、その時々々の医療の多様化、利用需要に対応していくため、その都度、分館方式により増築を重ねてきております。その結果、各館をつなぐ動線が複雑化、迷路化し、迅速な医療活動に支障が出ているという状況にあります。

こうしたことから、その下の(A)から(ウ)の改善を図っていくということを考えておりまして、それによってちょっと高くなっているということでございます。

(A)としまして、こちらで記載しているのは病棟機能、入院ですとか、そういった病棟機能について、今回建設します新1番館への集約化、あと、新1番館では外来機能というのはないんですけれども、病棟機能と外来機能を分離することによって、効率化ですとか快適な療養環境を提供していくということを記載しております。

(イ)としまして、現在の病室なんですけれども、病室は4床室となっております。1部屋に4床あるような形となっております。それが今後につきましては、入院環境の安全性、セキュリティ、それか

ら患者のプライバシーを確保するために全て個室としていくこととしております。これによりまして床面積が拡大します。また、病室からスタッフステーションですとかエレベーターへの動線が長くなってしまいます。このため、こういった動線を短縮していくために積層させていくプランとなっております、病棟階数の増加につながっているというところになっております。

(ウ) としまして、大規模災害時の対応です。災害拠点病院ですとか武蔵野市の災害時医療救護本部に指定されておりました、耐震性を向上させる面からも、地下に免震構造を採用しております。免震構造をつくることによりまして、1層分を耐震性に確保しているということから1層分高くなっているということがございます。

5ページにいきまして、5ページのイのところにつきましては、新棟の階高の設定について書かれています。こちらについては各階の医療設備がありますので、そういったものなんかにつきまして、階高がどうしても3.8から4.5m程度と、通常のマンションと比べると高い設定になっているというところについて記載しております。

以上が理由書の概要となっております。

続いて、裏面の6ページについては先ほどご説明したとおりです。

7ページが現況図になっております。解体される建物につきましては、まず、北東からいきますと、北東のみずき寮、それから中央やや北側の保育所、それから受水槽、南に行って現在の1番館、こちらが解体される主な建物となっております。

8ページにまいりますと、こちら周辺写真となっております、先ほどの現況図の番号と対応しております。

9-1ページをご覧ください。許可方針対応表です。上からまいりますと、まず、1つ目が市長が別に定める許可条件を遵守することになっています。

こちらにつきましては、許可条件が9-2ページにございますので、そちらをご覧ください。まず、一番上のところからいきますと、接道の長さですけれども、こちらについては幅員6m以上の道路に4分の1以上接道することとしております。裏面に配置図がございますけれども、こちらで見ていただきますと、敷地の北側については道路幅員が11m、西側の道路については6mとなっております。こちら、2面に接しておりますので、クリアしております。

戻りまして日影なんですけれども、日影については35ページをご覧ください。高度地区の許可については、敷地境界から通常、日影につ

いては5m、10mというところで見えておりますけれども、高さ境界においては敷地境界から0mと5mで日陰を確認しております。こちらについてもクリアしております。

戻りまして、次に壁面後退についてです。壁面後退につきまして、まず、ウの（ア）というところなんですけれども、こちらにつきましては、高さ制限を超える部分が低層住宅地域から2分の1以上離れていることとしており、これもクリアしております。

ウの（イ）のところでは、隣地境界から10m以上離れることとしておりまして、南西にあります消防署の敷地から離隔を確保しております。

ウの（ウ）ですけれども、こちらについては幅員10m以上の前面道路から5m以上離れていることとしておりまして、北側についてクリアしている。また、10m未満の道路につきましても、西側が一番厳しいんですけれども、こちらでクリアしていることを確認しております。

エの緑化につきましては、緑化面積50㎡につきまして高木1本以上ということにしておりますけれども、先ほどのご説明しましたとおりに、クリアしております。

その下のオのところ、公園等としておりますけれども、こちらで緑化面積をまちづくり条例で求めている面積20%にさらに上乘せ5%としております。公園なんですけれども、公園面積の算定につきましては、記載を見ていただきますと、計画内容のところを見ていただきますと、分母・分子に消防署の敷地が入っております。これは実は従前の現在の病院が建設された際には、消防署の敷地というのは公園になっておりました。

ただ、平成22年度ころに消防署が移転する先を探しておりまして、その地元でも近隣で敷地を確保してほしいといった要望があった中で、市が日赤さんをお願いしまして、公園用地を借り受けて消防用地としたという経緯がございます。その協議の際に、公園ではなくなってしまうのですけれども、地域の要望に応えた形で、地域貢献であることから、建て替えの際については公園に算入できる旨、取り交わしがあつたというところで、今回は協議に基づきまして公園として算入しております。そういった形で今回は消防署を含めて、10%の公園を確保しております。

公園についてはそうなんですけれども、一方で、当時の協議では公園がなくなってしまうということで、緑地ですとか、そういった機能も一緒になくなってしまうというところがございますので、建てかえ

ですとか、そういった機会を捉えて、緑化については極力協力してほしいという旨を協議書に記載もしております。

また、許可方針作成の際にも、まちづくり委員会のほうから、緑化については積極的に取り組むべきだといったご意見をいただいておりますので、今回、25%の緑地の確保について求めているところなんですけれども、確保する先につきまして、まちづくり条例ですと自主管理公園の面積については緑化に換算できるんですけれども、今回は公園を除いた部分で緑化を確保していただくという形で、極力、緑化に協力していただくというようにしております。

9-2に戻りまして、機械式駐車場ですけれども、機械式駐車場はございません。

一番最後の風環境予防調査という予測調査ということなんですけれども、詳しくは後ほどご説明しますけれども、シミュレーションを行いまして、敷地の外に大きな環境変化がないことを確認しております。

以上が許可基準ですけれども、1つ前の許可方針のほうに戻ります。

許可方針の2つ目でございますけれども、こちらについては建築物の高さは事前相談届に示す高さを超えないことということになっております。今回、建築物の高さ48.8mということなんですけれども、事前相談の段階から1m低くなっております。

3つ目の項目としまして、敷地内にオープンスペースをつくることというところがございますけれども、1つは歩道状空地を設けております。前回の委員会で、できれば四方にということではあるんですけれども、今回、北東部分の、全長にすると概ね25m、幅員2m程度の歩道状空地を設けております。四方にということではあるんですけれども、敷地を見てみますと、北側については平成24年に都市計画道路が整備されておまして、11mの計画幅員ではあるんですけれども、現道を含めた形で、かなり日赤の病院側のほうに歩道が拡幅されているような形になっております。また、西側ですとか南側につきましても、既に歩道状空地が設けられておまして、現在、歩道状空地がないのは東側だけであるという状況です。そういったこともありまして、今回、開発にかかわる北東部分につきまして歩道状空地を計画しております。現道幅員が5mに対して2mの歩道状空地を25m程度整備することとしております。

また、オープンスペースなんですけれども、公園には算入していないオープンスペースとしまして、建物のエントランス付近ですとか講堂の入り口付近、そちらに円形状の広場を、スペースを確保しており

まして、合計で1,550㎡ほど整備する計画となっております。

項目4つ目としまして、沿道整理については地域の利便性、また景観に配慮したものとすることとしております。こちらについては、利便性としましては先ほどご説明しました歩道状空地の設置というふうに考えております。また、景観への配慮としましては、公園ですとか沿道の垣根というところであれですけれども、沿道の部分についてできるだけ緑化していくような計画となっております。

5つ目としまして、既存樹木を極力残した計画として地域の緑化保全に努めることとしております。こちらにつきましては、どうしても今回、1番館の敷地内での移転ということで、一番大きな建物が移転になっておりますので、どうしても既存樹木を多く切ってしまうところではあるんですけれども、沿道のヒマラヤ杉とか、そういったものを中心としまして、極力残置する計画としております。

6つ目としまして、近隣住民や来訪者にとってよりよい空間となるような公園緑地整備に努めることとあります。こちらにつきましては、敷地の北東角、それから西側の道路沿いにつきまして緑地帯を伴うような自主管理公園を設置していくこととしております。こちらにつきましては、内側を向いた計画ではなくて、病院利用者だけではなくて、地域にも開放された形の配置になっているというふうに考えております。

7つ目なんですけれども、こちらについて分節化や建物の配置を雁行するなどの検討を行い、周辺環境に配慮した外観計画として圧迫感軽減などに努めることとしております。

こちらにつきましては、高層部分につきましては3つに分節化しまして、かなりデザインが変わっております。外壁面につきましても彫りの深いデザインとすることで、圧迫感の軽減を図っております。景観につきましては、景観検討会議でもご意見をいただいております。景観ガイドラインが策定される前に提出された案件ですので、本来、手続に入っていないんですけれども、任意で協力いただきまして、ご意見を伺っております。

景観検討会議では、主に3点の指摘をいただいております。

1つ目は、ファサードの黒い部分について、低層階については配慮などが望ましいんですけれども、塗装であればマンセル値N3.0以上が望ましいというご指摘をいただいております。今回の案では、タイルとまではいけなかったんですけれども、塗装をするに当たってマンセル値はN4.5程度ということとしております。

2つ目は、ガラスの色について確認したいというご意見がありましたけれども、ガラスについては無色透明となっております。

3つ目は、外壁材に杉板を利用するのであれば耐久性に疑問があるというご指摘をいただきました。実はこれ、外壁ではなくてダブルスキン構造になっていまして、ガラス面の内側に木材を利用する計画となっております。ガラスについてはUVカットのフィルムですとか、木材には防腐剤ですとか、防カビ効果があるような、そういう耐候性の塗料を塗布するということを考えております。耐久性を高める計画としまして、その上で維持管理計画の中で適切にメンテナンスしていくということを計画してございます。

景観検討会議でのご意見は以上となります。

次に、8つ目の詳細な風環境の予測を行い、敷地内外のさらなる風環境対策を講じることとしております。

110ページをご覧ください。報告書もついているんですけども、予測結果のA3のペーパーでご説明いたします。

地図が3枚ありますけれども、左から整備前、現在の整備前の状況と、あと真ん中が計画建物が整備された場合、右側が計画建物を建てて風対策が講じられた場合というふうになっております。地図の左端のところに凡例があります。色が塗られていない部分、大半の部分はランク1として色がついてありません。ランク1となるのは、最も影響を受けやすい用途の場所を想定したランクとなっております。対応する用途としましては、屋外で滞在時間が長い住宅地の商店街ですとか、野外のレストランなどを想定しております。

右下の表のところに少し説明があるんですけども、前回もご説明したんですけども、繰り返しになりますが、ご説明します。

ランク1につきましては、1日の瞬間最大風速が10mを超える日が年間で37日以内、かつ風速15mを超える日が3日以内、かつ20mを超える日が年間で0.3日以内、そういうような読み方になっております。

風速10mというのがどのぐらいかというところが一番下のところに書いてあるんですけども、ごみが舞い上がる、干し物が飛ぶというぐらいの風を想定しております。この風が年間37日以内で、それも1日中吹くということではなくて、1日の中での最大風速が10mというようなレベルになっております。

地図をご覧くださいますと、一番右側につきましては植栽帯、北側のところで常緑高木を40本程度、西側につきましては70本程度、南につきましては壁面を設けることで風環境の変化を抑えるという状況に

	<p>なります。</p> <p>戻りまして、方針の最後のページですけれども、周辺住民に丁寧な説明を行うこととしております。こちらにつきましては、まちづくり条例の手法とあわせて説明を行っているところなんですけれども、北東側の公園の部分に立体駐車場を設置するというような説明をしたこともあったんですけれども、周辺の住民の方からいろいろご意見をいただきまして、調整する中で立体駐車場をやめまして、南側の駐車場ですとか、ほかの駐車場で吸収するような、そういった周辺住民への対応なんかもしております。</p> <p>あとは高さですとか高度地区の許可にかかわるような内容ではないんですけれども、緊急車両の入り口の話ですとか、そういった近隣住民からのご意見がありまして、調整会なども開かれてはいるんですけれども、高さにかかわるような話としては特になかったのかなというふうに考えております。</p> <p>説明が長くなってしまったんですけれども、赤十字病院、こちらにつきましては三次救急に指定されているほか、災害拠点病院と位置づけられたりですとか、武蔵野市にとどまらない広域的な医療環境を支えているというふうに考えております。まちづくり推進課としましては、こうした高度な医療施設が武蔵野市内にあり続けることというのは意義があることだというふうに考えております。</p> <p>許可方針に沿ってまちづくりへ貢献しながら一定程度の規模拡大を図ることは理解できることと考えておりまして、本件については許可していきたいというふうに考えております。</p> <p>説明については以上になります。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの事務局からの説明がありました内容についてご意見、ご質問があればお願いします。</p>
<p>A委員</p>	<p>A委員ですけれども、もしかして今までも説明があったかもしれないんですけれども、今まで4床主体の病室を計画では全部個室にするということで高さが必要だというご説明があったと思うんですけれども、これ、武蔵野市の中で特例を認めて高さを高くするのであれば、武蔵野市の人々の住民にとってやっぱり直接でなくても間接的にでもいいんですけれども、ある程度何かメリットがないといけないと思うんです。それで、基本的にはここは武蔵野市の人々が直接、最初に病院を受けに行く、紹介、三次救急とかですから、まず診察に行けないじゃないですか。どこかの病院から紹介を受けても全室個室だったら、例</p>

	<p>えば生活保護を受けている人とか国民年金レベルぐらいしかもらえない人というのは、やはり今の時点でここで入院できなくなってしまうんじゃない、私、ちょっと医療制度のこと、よくわからないので、であれば、1階階数を低くしてでも4床の病室をつくって階数を制限、もうちょっと高さを低くして地域環境を余り変えないような病院にしたほうがいいんじゃないかと、直感的に、最初の説明を聞いて思ってしまったのと、あと、災害が起きたときに拠点病院になるというのであれば、全室個室の入院施設しかないところよりも、広い、少なくとも何個かは広い病室があったほう良いんじゃないかと。救急拠点病院として実際受け入れができなくて、何か正直なというか、金持ちの人だけを集めるために高さを高くして全室個室にして、高いお金を取って病院として儲けたいから高くしたいというような、そんな印象を正直受けてしまって、ちょっと、周りの環境をよくするのもお金持ちの人が来たときに、何かこの病院きれいだなというのが、入院したいなという感じの印象を受けるための整備のような気がしてならなくて、ちょっと私が想像していたのはもうちょっと違っていたんです。武蔵野市の側にもうちょっとメリットが出るような形でもう少し病院、だから病院で治療がよくできるというのはメリットだと思うんです、それは必ず。だから、そこは大事なんだと思うんですけども、だからそういう医療関係で動線をよくするとか、集約するとかというのは賛成なんですけれども、さすがに全室、であればもうちょっとこの辺の説明、なぜ全室個室にしなきゃいけないのか、する必要あるのかというところのことをよく聞いていただいて、それで高さが高くなるんだということがよくわかるように説明を受けていただきたいなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
委員長	何か今のことに关してありますか。これ2番館、3番館とか既存のも残るんですね。
事務局	残ります。
委員長	だから、そちらには4床の病室は残っているということですよ。
事務局	基本的には病棟機能というのは1番館に集約されるので。
A委員	全部個室にするって、すごいお金持ちの人しか利用できない病院になっちゃうんじゃないかなと。
事務局	2番館ですとか3番館につきましては、2番館につきましては、今、やっぱり管理部門なんかが増築、増築を重ねていく中で、随分狭い中で事務をするような状況になってしまったので、そういったものです。

	とか、あとは看護大なんかをこの中に入れていくということ。それから、3番館なんかにつきましては、今回、1番館、建て替えるわけですけれども、医局までは入れ込めなかったというところがありますので、周辺の建物に医局ですとか、そういったものを入れていくというような計画になっていると聞いています。
委員長	今の確認なんですけれども、全部個室なんですか。個室主体なんですか。全部、全個室。
事務局	全個室です。
委員長	そうすると、差額ベッド代とか、その辺の負担の部分というのはどういうふうな。
A委員	私もそこがよくわからないんですけれども。
事務局	これについては確認していないところですので、確認していきたいと思えます。
委員長	A委員のはそこの懸念ですよね。
A委員	要は、武蔵野市の人がどこかの紹介状をもらってこの病院に診断を受けて、診察は受けられると思うんですが、紹介状があれば。でもいざ入院しようとしたら、あなたはお金がないからうちの病院には、要は入院できないので、どこか別のところに行ってくださいよという、それは武蔵野市の中でお金を持っている人はいいと思うんです。でも、やはり地域に高さを超えたものをつくるのであれば、基本的に少しは生活保護とか国民年金ぐらいの人たちでも、そこに入院できるようなベッドは確保してもらいたいなという気はします。
事務局	今のに回答させていただくんですが、平成30年1月ごろの内容なので、今がまさにその内容のままかという、ちょっと確信持てないんですけれども、その当時で言うと、個室の中で有料の個室と無料の個室があるというふうになってございます。個室数が505床で、約半分以上が無料の個室になっておりますので、その部分については大丈夫かなと。あと災害時のためには講堂ですか、今回新築されて、その中で災害の対応等をしていくということにもなっておりますので、病床数が足りなくなる、災害が起きてきれいなベッドでは寝れないのかもしれないですけれども、入る場所がなくなるということはないのかなと思えます。
委員長	そういうことであれば、A委員の懸念の部分というのは、逆に医療の精度を上げたり、衛生環境を高める意味では無料の個室のほうがありがたいと言えはありがたいですね。
A委員	要は、武蔵野市の人が誰でも利用できるような、もちろん紹介を受

	<p>けたときに、そういう病院であってほしいなという、そういうことだけです。</p>
委員長	<p>私からちょっと、消防署のあったところの、公園的に使うといえますか、そこって、どういうふうに整備をされるのか、今のままでも十分なのか、この図面だと対象外なので、そこはどんなふうになりますか。</p>
事務局	<p>こちらについては既に整備されておまして、建物はもちろんあるんですけども、かなり塀に囲われているわけではないので、建物以外のところは道路部分と一体になる形で、敷地自体は開放的なイメージになっています。</p>
委員長	<p>何かあれば。ほかにございますか。</p> <p>私、この高さの特例というのはわかりやすく、一般の市民、住民の方にも説明する必要があつて、基本は、やはりこういう大きな敷地の中で奥のほうといいますか、周りの宅地、周りの環境に余り影響しないようなものがあるというのであれば、一律の高さ規制に当てはまらないというのがよくある話です。しかも、上に積むことによって周りのオープンスペースが豊かになるということは緑環境や先ほどの防災面、あるいはオープンスペース、緊急時に集まる空間ですとか、いろんな意味で非常にメリットがある。ですから、一律の高さ規制が当てはまらないというケースもあるだろう。特にこういう大規模敷地の場合は個別で考えるというのがあるのかなというふうに私は思います。一応、これまで事前にいろいろ調整してきて、これまでの配慮事項について一応、全てクリアしているのかなというふうに思いますので、これを許可しないという理由はないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。</p>
副委員長	<p>説明で前回注文した分節化、雁行についてパース及び立面でどこをどうなったのかというのは結構、経過上説明していただければ、当初の設計からどこがどう変更になったのかというのを、すみません、図面上で読み切れないという、専門家ではないので。</p>
事務局	<p>ちょっとそこは若干苦しいところではあるんですけども、前回の平面的な立面に比べると、デザイン的な分節としましては、概ね3つに分節が分かれているのかなというところで。雁行ということもお話しただいてはいるんですけども、そこまでは今回の計画では至らなかったということだと思います。ただ、もう一つ、圧迫感の軽減としまして、前はもう少しのっぺりした印象だったと思うんですけども、それに対して少し細かいデザインというか、細かく凹凸が深く</p>

	入っておりますので、そういったところで圧迫感の軽減を図るといような配慮をしているところです。
委員長	<p>97ページ目のパースですか、最初は100mを超える大きな外壁面だったので、特に分節のところを非常に気にしていたんですが、大きく3つ、特に真ん中のところで区切るような表情にしていたことで、単なる、のぺっとした外壁面というよりは分節をしているといような効果は一応図られているかなといふうには感じております。</p> <p>あと、前回も雁行の話が病院の病棟ですとか、そっちの動線上ちょっと、やはりストレートのほうがいろいろと望ましいといようなお話もあったと思いますので、そういう意味では、できれば景観的には雁行していたほうがいいんですが、こよう分節の方法もあるのかなといふうには思います。</p>
副委員長	昔、 がよくやっていたよような。
B委員	<p>緑化計画の関係で、全体的には委員長がおっしゃったよように、問題ないだろうといような気がしますし、緑化計画につきましても、緑量だけではなくてデザイン性というんですか、質の高い緑地空間をつくろうとい意図が非常によく見えていますので、この点は非常に好感を持って見させていただいているんですけども、ただ、その一方で、今、委員長からもありましたよように、上に積むことによつて近隣の住民に対するサービス空間としての緑になっているかどうかといのは、災害時とかにぱつと逃げ込めるかどうかといのが非常に大事な部分だと思ふんです。その点で図面から読み切れないんですけども、西側の通りのところに、公園1、2とい形で大きな緑地空間をつくっているんですけども、これは既存の歩道空間と物理的にフェンス等で切れているのか、切れていないのか。その辺がちょっとわかりにくくて、例えば、一般車がロータリーに入っていくあたりから、北側のほうに行く公園1といエリア、ずっと上のほうまで行って、また楕円形の広場みたいなところになるんですけども、その間の接道部の直線部分といのは、ここは日常的にふらふら入ることはないと思ふんですけども、入ろうと思えば入るよになっているのか、それとも、フェンスでばちつと切れているのか、これは多分、そよういった逃げ込みのときに大きくかかわってきたり。一方で、日常的にも非常に排他的に見えてしまろか、それとも周りの町と一体的な風景になっているのかとい、そこら辺が影響してくると思ふんですけども、その辺、いかがなんでしょうか。</p>
事務局	公園につきましても、公園ですので閉鎖するといことは基本的に

	<p>はなくて、開放されていることが前提だということはありません。公園の中の歩道状になっているところについては、当然、開放されているものだと考えているんですけども、それ以外のところ、ご指摘いただいた公園1のところなんかについてはちょっと……</p>
B委員	<p>わかりました。</p>
事務局	<p>すみません、確認不足で。</p>
B委員	<p>セキュリティの関係もあると思うんですけども、ただ、そうはいっても、少なくとも入り口から入っていけるような状況の中で、敷地で区切るという時代から、周辺と一体となっていくような、そういうまちづくりの時代に多分なっていると思うんです。ですから、できれば、セキュリティのところは、そこは譲れとは言いませんけれども、その辺を少し今後検討していただければ、上に積む意味というのがまさにこういったところから出てくるのではないかなと思います。</p>
事務局	<p>今の病院なんかについても基本的には部分的なケースはあったりはするんですけども、開放されている状態になっていまして、公園についても、部分的にやっぱりフェンスはあるかもしれないんですけども、基本的には開放されているのかなというふうに考えています。</p>
B委員	<p>あと、公園のほうも計画区域ですよ。多分67ページのほうにはこのぐらいのかなり詳細な図面が入っていて、樹木ですとか芝生広場、少しスロープになっているような芝生広場が、これ非常に頑張っているなというふうに思うんですけども、であるのであれば、表記の問題ですけども、36ページの、例えばこういう図面とか公園のところなんかは樹木だとかエッジ部分の緑の色が入っているいいんじゃないかな。やはりこれだけ頑張っているというところを図面的にもやっぱり表現していてもいいんじゃないかなというふうに。せっかく頑張っているんですから、そういう気がしました。</p>
委員長	<p>ほかにございますか。よろしいですか。</p> <p>ほかにご意見、ご質問がないようでしたら、意見のまとめに入ります。</p> <p>許可についてですけども、特に今回の提案で、まずいというようなご意見はなかったのかなというふうに思います。したがって、今回出された提案をもとに手続を進めていただければなというふうに思います。ということでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、今回の件に関しては許可に該当するというふうに判断したいというふうに思います。</p>

	<p>それでは、次の次第3、事務連絡等があれば、事務局からお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>本日の議事録についてですが、事務局にて全文録を作成いたします。市役所の市政資料コーナー及びホームページにて公表いたします。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、これで本日の武蔵野市まちづくり委員会を閉会したいと思います。</p> <p>皆さん、ありがとうございました。</p>

